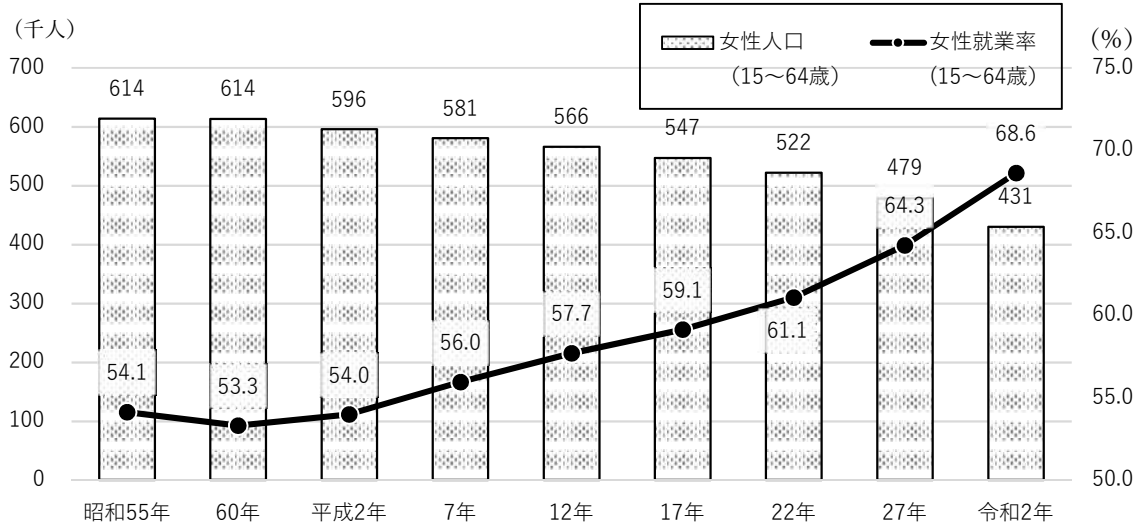


④ 女性の状況

ア 女性就業率

本県における就業している女性の数(15～64歳)は年々増加しており、2020(令和2)年は68.6%に達しています。

図表- 39 本県における女性就業率(15～64歳)の推移

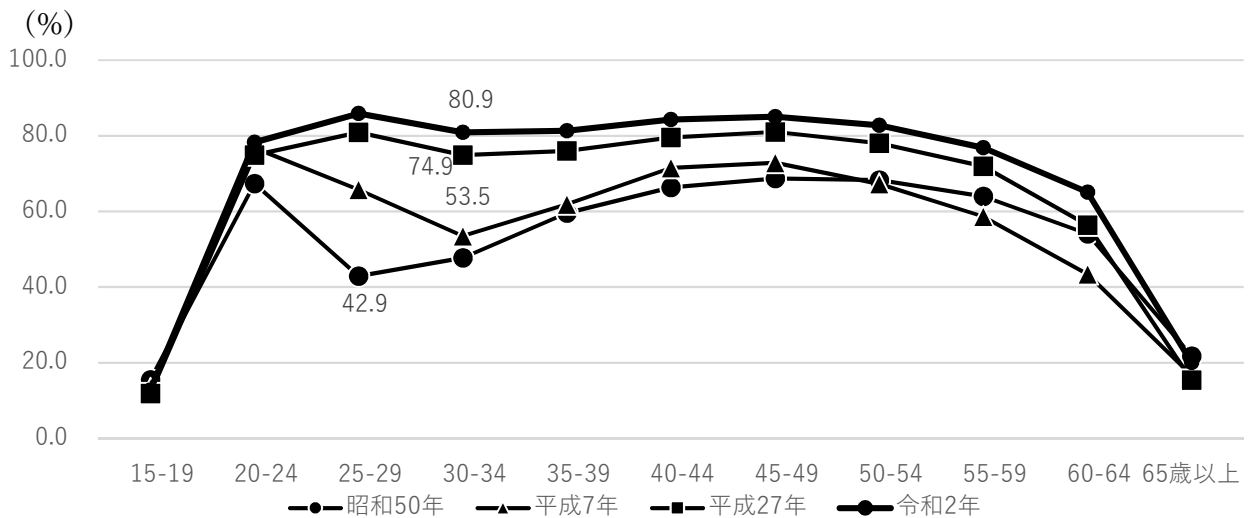


資料：総務省「国勢調査」

イ 女性労働力率(年齢段階別)

本県における女性の労働力率を年齢段階別にみると、30代前半を底とするいわゆるM字曲線を描いており、出産・育児期にいったん仕事を辞める女性が多いことを示しています。本県での女性の労働力率のM字の底は、1975(昭和50)年が20代後半の42.9%に対し、1995(平成7)年が30代前半の53.5%，2020(令和2)年は30代前半の80.9%へ上昇しており、M字の底が浅くなってきています。

図表- 40 労働力率の推移(女性就業率)



資料：総務省「国勢調査」より H7,S50 は男女共同参画室が作成

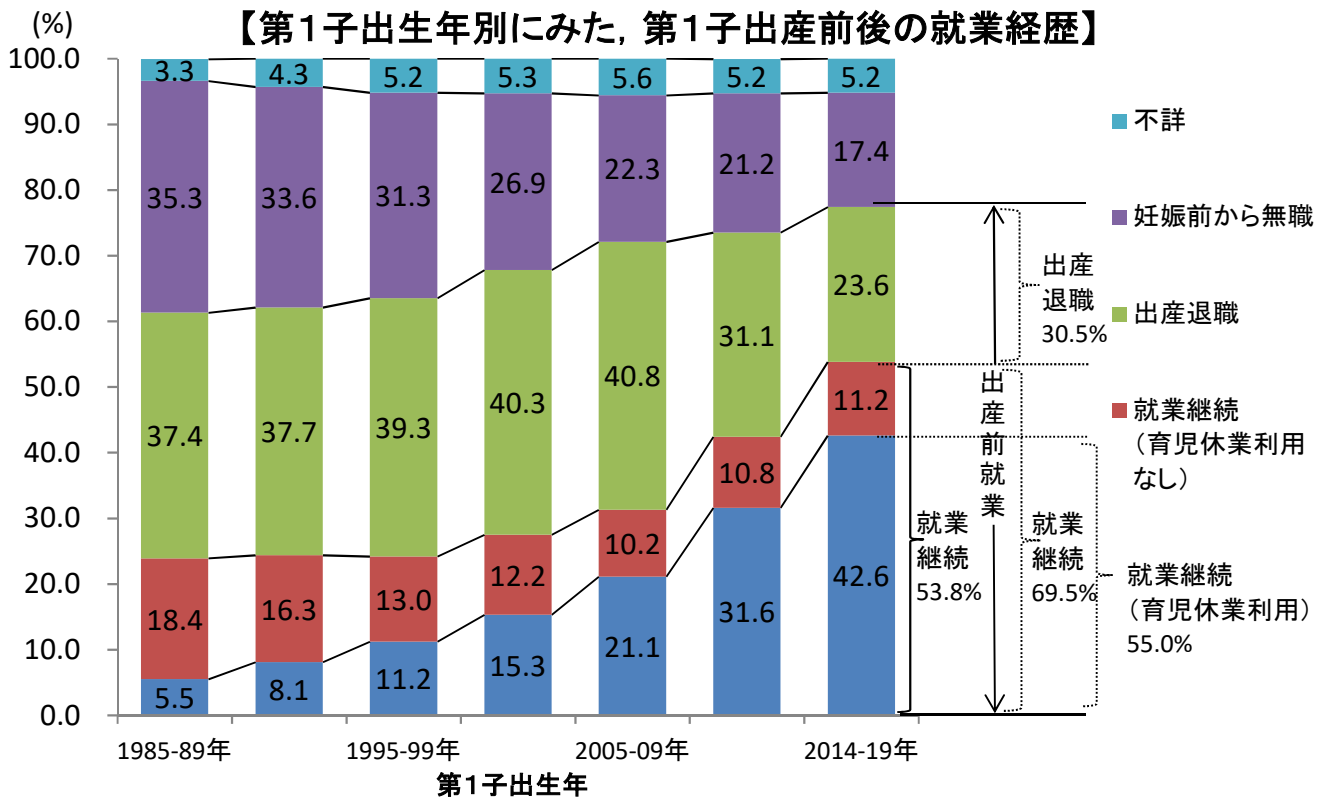
労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」「15歳以上人口」×100

ウ 女性の出産前後の就業継続割合

我が国の女性の出産前後の就業状況をみると、第1子を出産した既婚女性で、第1子の出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合は、これまで4割前後で推移していましたが、2014（平成26）年から2019（令和元）年に第1子を出産した既婚女性では、69.5%へと大幅に上昇しました。

また、第1子を出産した既婚女性で、第1子の出産前に就業していた女性のうち、育児休業を利用して就業を継続した女性の割合も上昇してきており、2014（平成26）年から2019（令和元）年に第1子を出産した既婚女性では、55.0%となっています。

図表－41 女性の出産前後の就業継続割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）

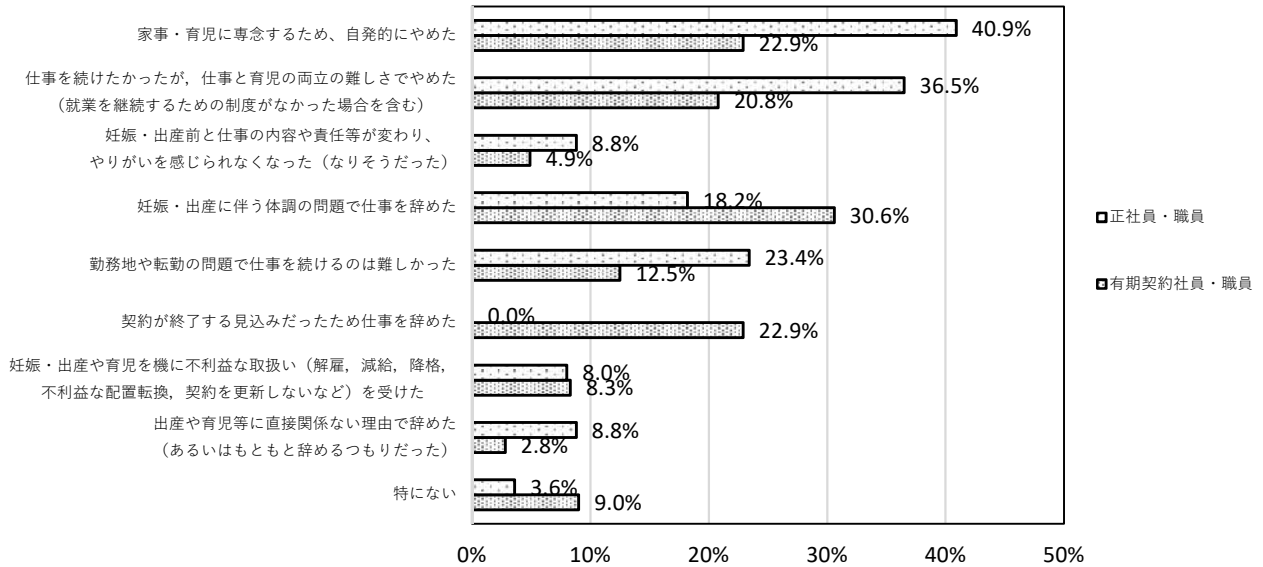
注：対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦の妻（年齢50歳未満）。図中の（ ）内の数値は出産前に就業していた妻に対する割合

エ 末子妊娠・出産を機に退職した理由

我が国の末子妊娠・出産を機に退職した理由を見ると、正社員・職員では、「家事・育児に専念するため、自発的にやめた」が40.9%、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」が36.5%となっています。

有期契約社員・職員では、「妊娠・出産に伴う体調の問題で仕事を辞めた」が30.6%となっています。

図表- 42 末子妊娠・出産を機に退職した理由



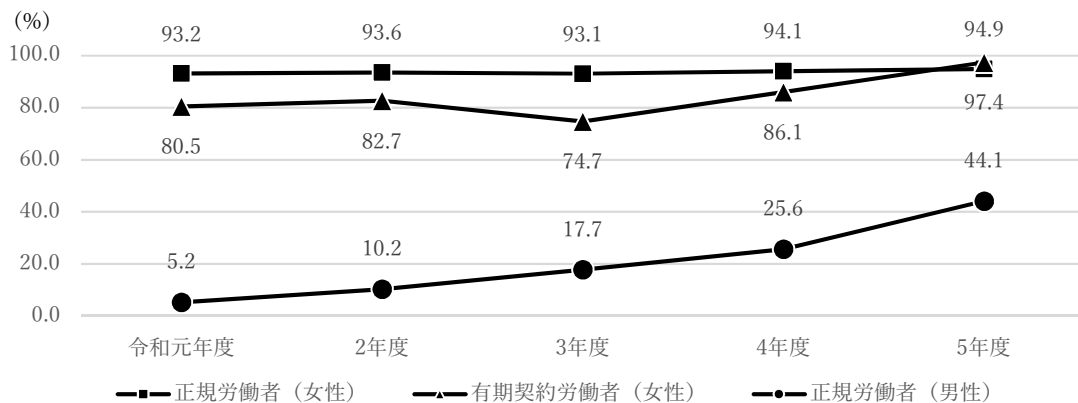
資料：厚生労働省委託事業「令和2年度 仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業」
仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書〈離職者調査〉複数回答

⑤ 男性の状況

ア 男性の育児休業取得の状況

本県における男性（正規労働者）の育児休業取得の状況を見ると、2023（令和5）年度は44.1%と、2019（令和元）年度の5.2%から38.9ポイント増加しているものの、女性（正規労働者）の94.9%、女性（有期契約労働者）の97.4%と比較すると、非常に少なくなっています。

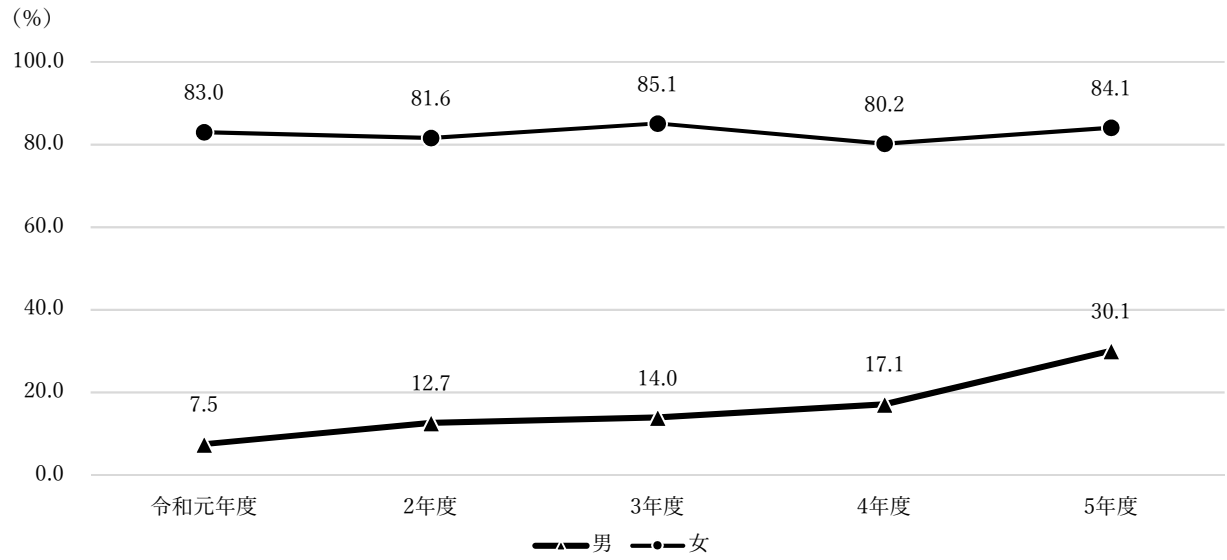
図表- 43 育児休業取得対象者・取得者の状況（本県）



資料：県雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」

我が国の男性の育児休業取得の状況を見ると、2023（令和5）年度は30.1%と、2019（令和元）年度の7.5%から22.6ポイント増加しています。女性については、2023（令和5）年度は84.1%と、2019（令和元）年度の83.0%から1.1ポイント増加しています。

図表－ 44 育児休業取得対象者・取得者の状況

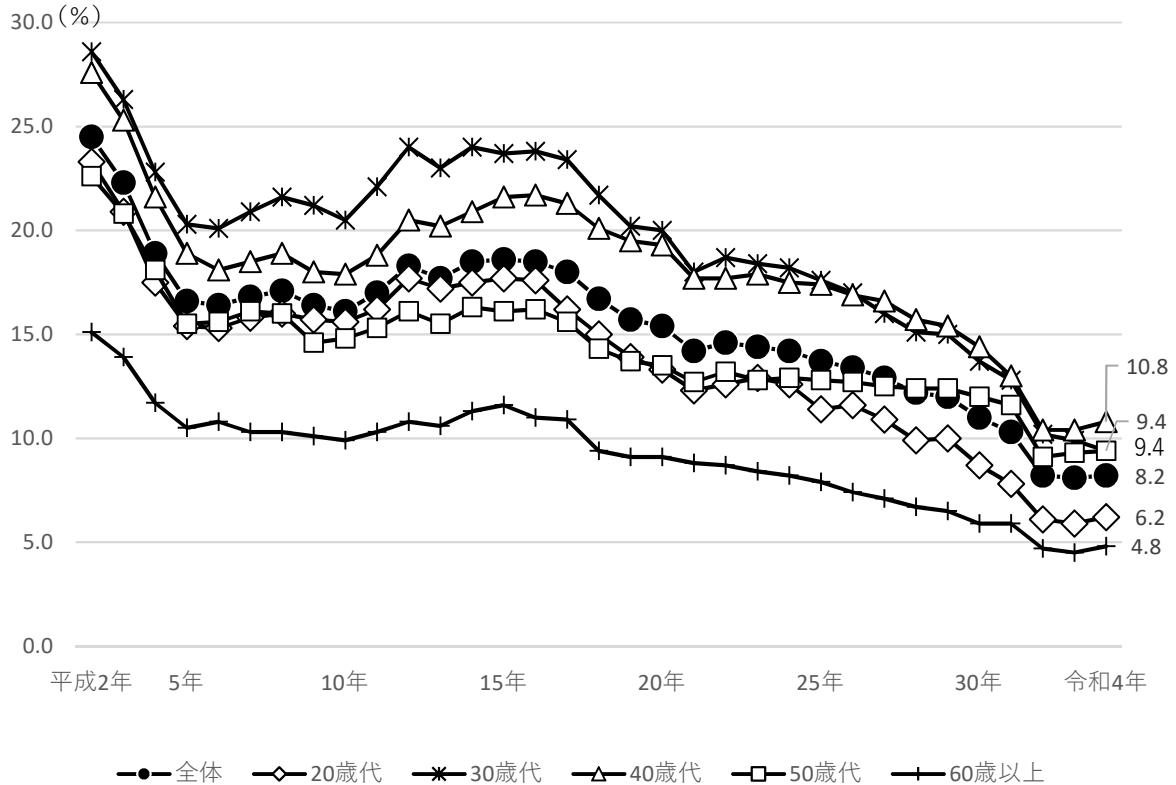


資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

イ 子育て世代の男性の長時間労働

我が国の週 60 時間以上の長時間労働をしている男性は、2005（平成 17）年以降、減少傾向にあります。30 代、40 代は、2022（令和 4）年でそれぞれ 9.4%、10.8%と他の年齢層と比べて高い水準となっています。

図表－ 45 年齢別就業時間が週 60 時間以上の男性就業者の割合の推移



資料：総務省「労働力調査」

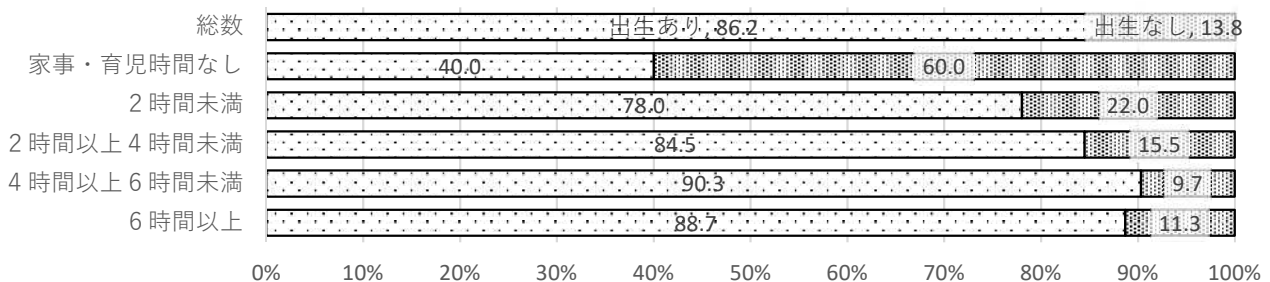
注1：数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合

注2：2011（平成 23）年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

ウ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況

我が国の夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況をみると、両者には正の関係性がみられます。

図表－ 46 夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況



資料：厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）」

工 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児時間

本県の6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間は、2021（令和3）年は125分と2011（平成23）年に比べて72分増加し、全国の113分より12分長くなっており、特に家事時間が51分と全国（30分）に比べ21分長くなっています。

図表－ 47 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児時間の推移（1日当たりの総平均時間-週全体）

	平成23年		平成28年		令和3年	
	全国	鹿児島県	全国	鹿児島県	全国	鹿児島県
家事	12分	13分	17分	13分	30分	51分
育児	39分	30分	49分	32分	65分	58分
買い物	16分	10分	16分	18分	18分	16分
合計	67分	53分	82分	63分	113分	125分
都道府県順位		39位		40位		12位

資料：総務省統計局「社会生活基本調査（生活時間に関する調査）」

⑥ ワーク・ライフ・バランス

本県におけるワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は、2023（令和5）年度は82.4%に達しています。

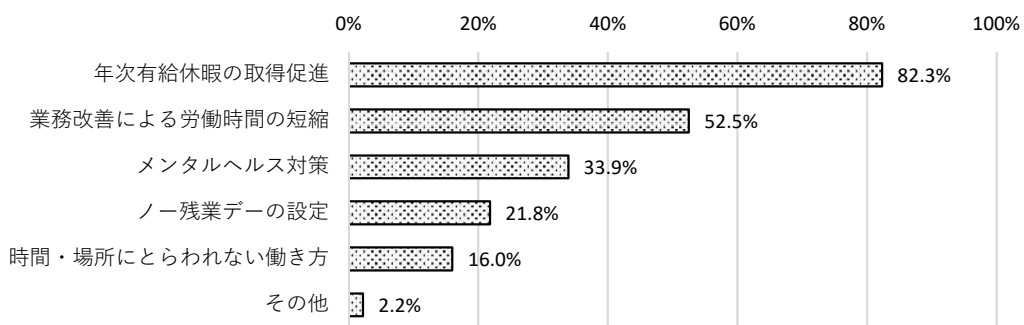
2023（令和5）年度の実施状況としては、「年次有給休暇の取得促進」が82.3%で最も多く、「業務改善による労働時間の短縮」（52.5%）、「メンタルヘルス対策」（33.9%）となっています。

図表－ 48 ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業

平成29年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
48.3%	54.2%	54.2%	55.3%	50.5%	86.1%	82.4%

資料：県雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」

図表－ 49 ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組状況（令和5年度）



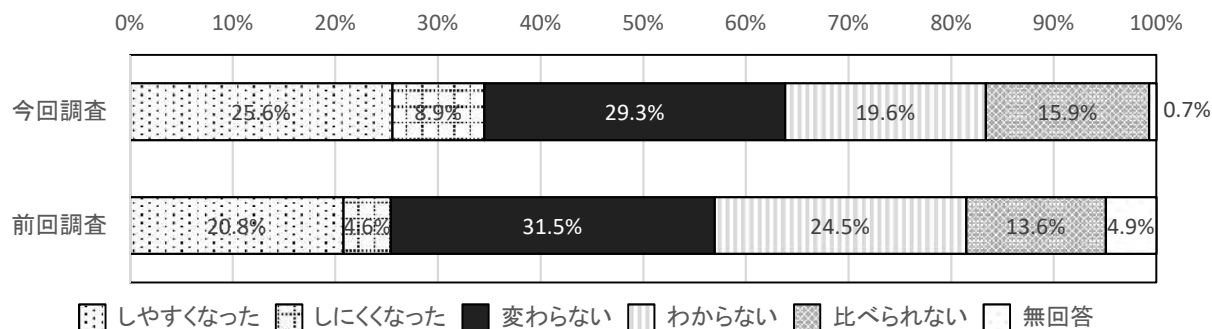
資料：県雇用労政課「鹿児島県労働条件実態調査報告書」

⑦ 子育て等に関する県民の意識

ア 子育てしやすさ

「県民意識調査」によると、「変わらない」が29.3%で最も多く、次いで「しやすくなった」が25.6%、「わからない」が19.6%となっています。前回調査と比較すると、「しやすくなった」と回答した割合は4.8ポイント増加しています。

図表－ 50 県民意識調査結果（子育てしやすさについて）



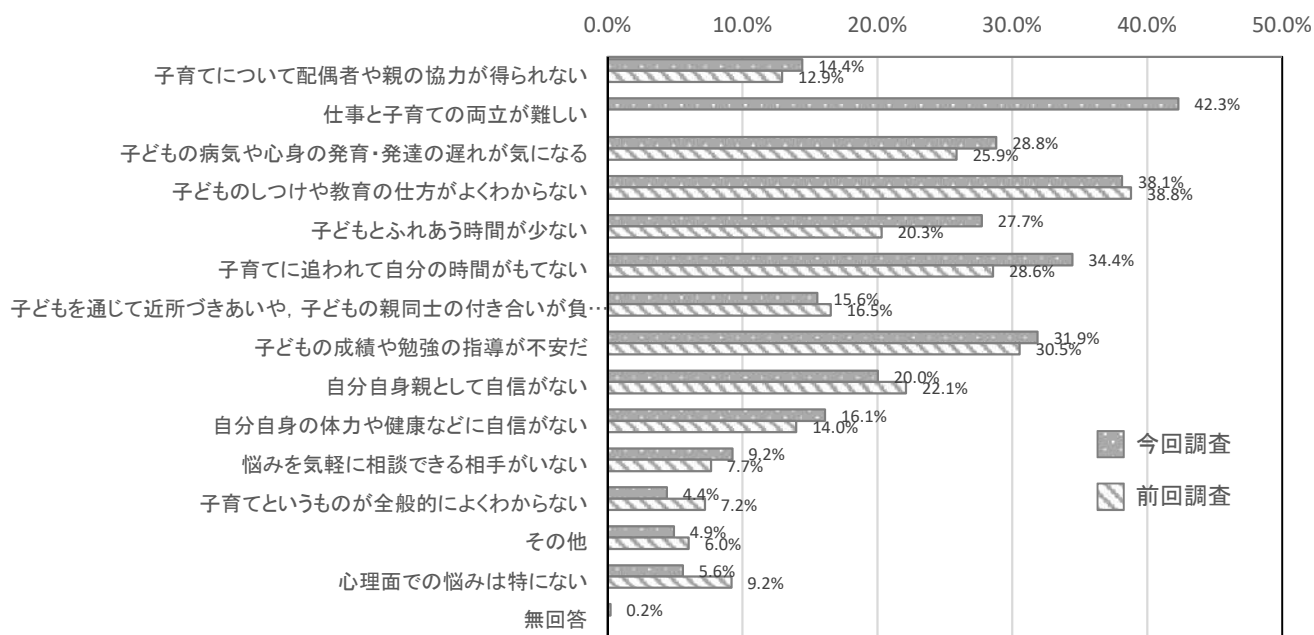
資料：県民意識調査（問 45）

イ 子育ての悩み

「県民意識調査」によると、子育ての心理面の悩みについては、「仕事と子育ての両立が難しい」が42.3%で最も多く、次いで「子どものしつけや教育の仕方がよくわからない」が38.1%、「子育てに追われて自分の時間がもてない」が34.4%となっています。前回調査と比較すると「子どもとふれあう時間が少ない」が7.4ポイント増加しています。

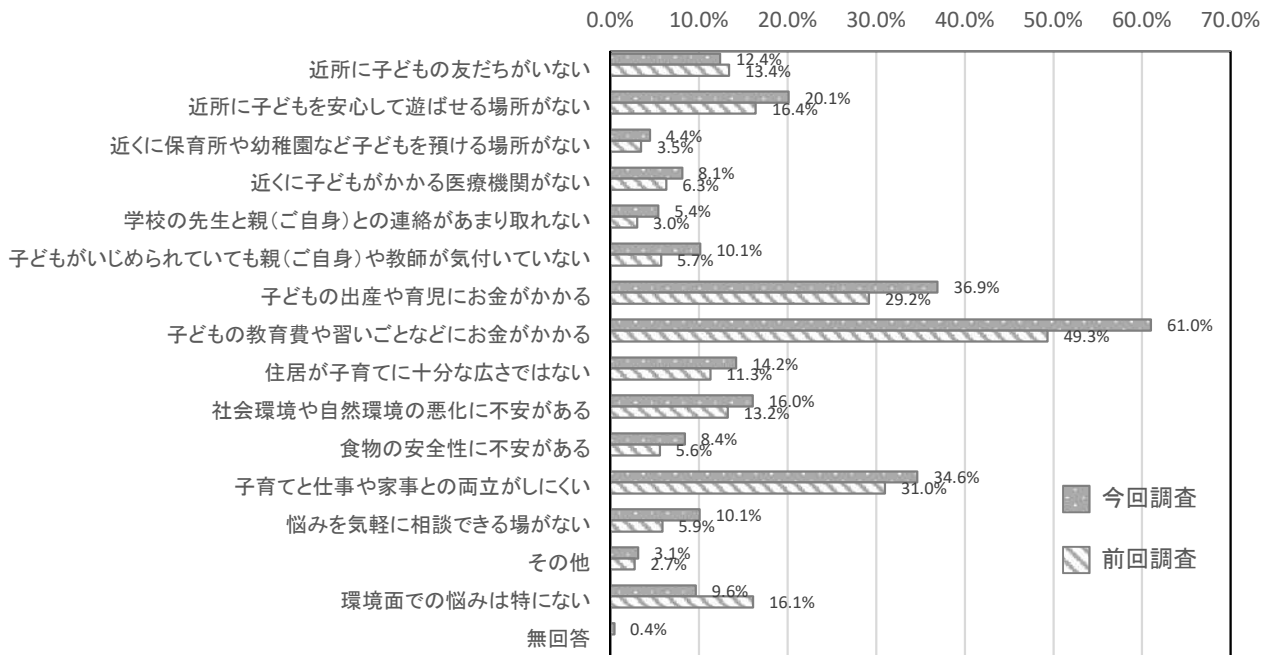
また、子育ての環境面での悩みについては、「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」が61.0%で最も多く、次いで「子どもの出産や育児にお金がかかる」が36.9%、「子育てと仕事や家事との両立がしにくい」が34.6%となっています。前回調査と比較すると、「子どもの教育費や習いごとなどにお金がかかる」が11.7ポイント、「子どもの出産や育児にお金がかかる」が7.7ポイント増加しています。

図表－ 51 県民意識調査結果（子育ての心理面での悩み）



資料：県民意識調査（問 35）

図表- 52 県民意識調査結果（子育ての環境面での悩み）



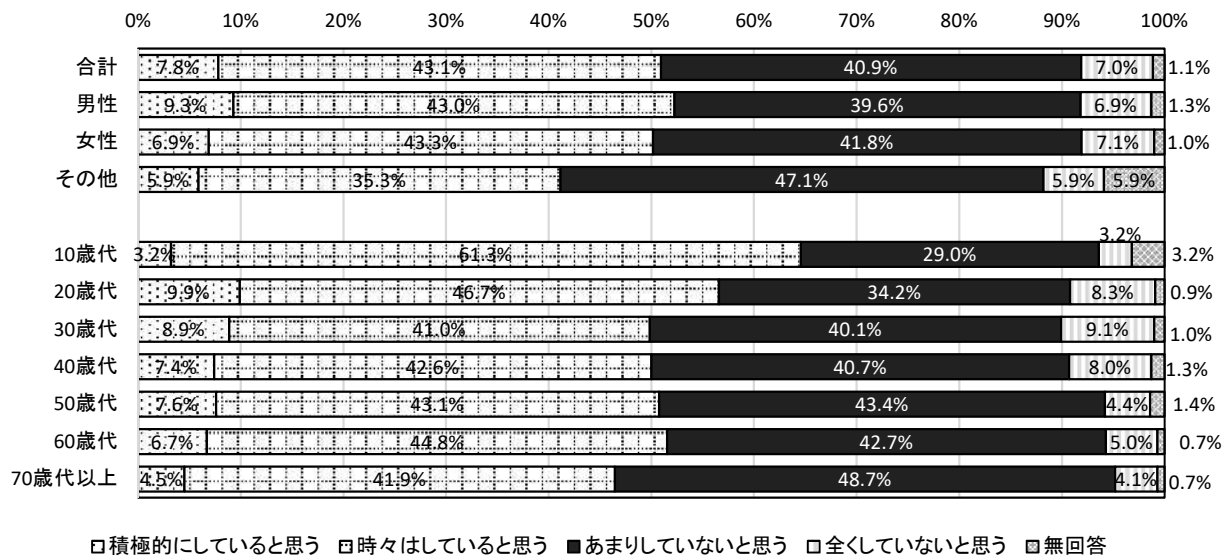
資料：県民意識調査（問 36）

ウ 鹿児島県における男性の育児への関わり方

「県民意識調査」によると、本県における男性の育児への関わり方については、「時々はしていると思う」が43.1%で最も多く、次いで「あまりしていないと思う」が40.9%、「積極的にしていると思う」が7.8%、「全くしていないと思う」が7.0%の順となっており、「している（「積極的にしていると思う」＋「時々はしていると思う」）」と回答した割合は50.9%となっています。

「している（「積極的にしていると思う」＋「時々はしていると思う」）」と回答した割合を男女別に確認すると、男性52.3%、女性50.2%となっています。

図表- 53 県民意識調査結果（鹿児島県における男性の育児への関わり方）



□積極的にしていると思う □時々はしていると思う ■あまりしていないと思う □全くしていないと思う □無回答

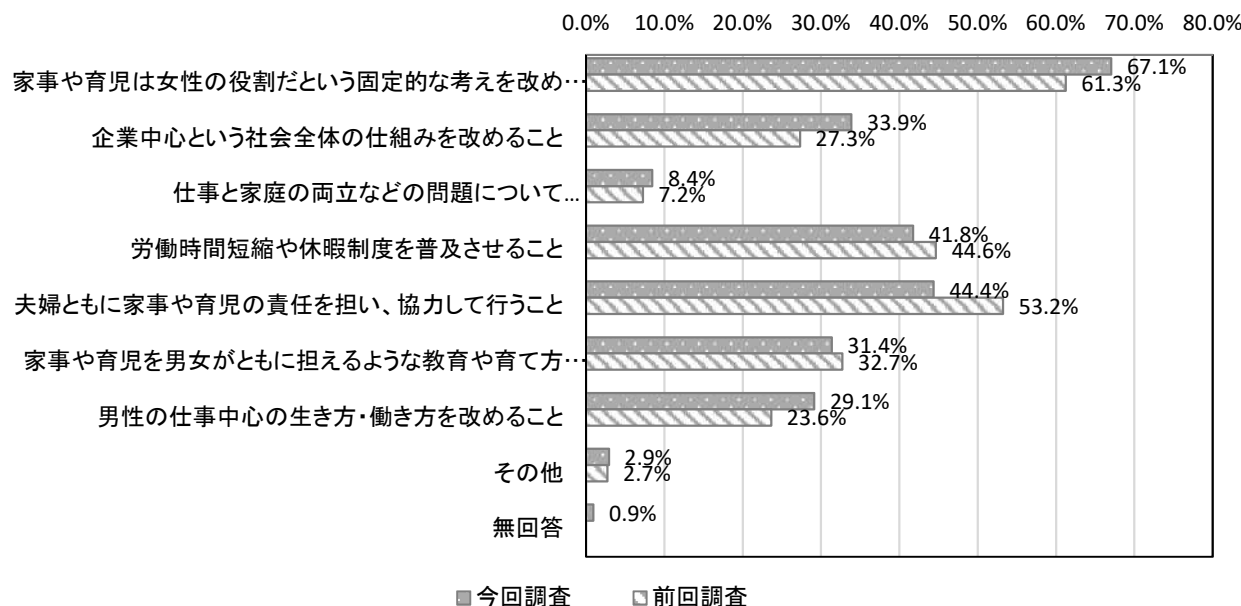
資料：県民意識調査（問 47）

エ 男性が女性とともに積極的に子育てをしていくために必要なこと

「県民意識調査」によると、「家事や育児は女性の役割だ」という固定的な考えを改めること」が67.1%で最も多く、次いで「夫婦ともに家事や育児の責任を担い、協力して行うこと」が44.4%、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が41.8%となっています。

前回調査と比較すると、「企業中心という社会全体の仕組みを改めること」が6.6ポイント、「家事や育児は女性の役割だ」という固定的な考えを改めること」が5.8ポイント増加しています。

図表－ 54 県民意識調査結果（男性が女性とともに積極的に子育てをしていくために必要なことについて）

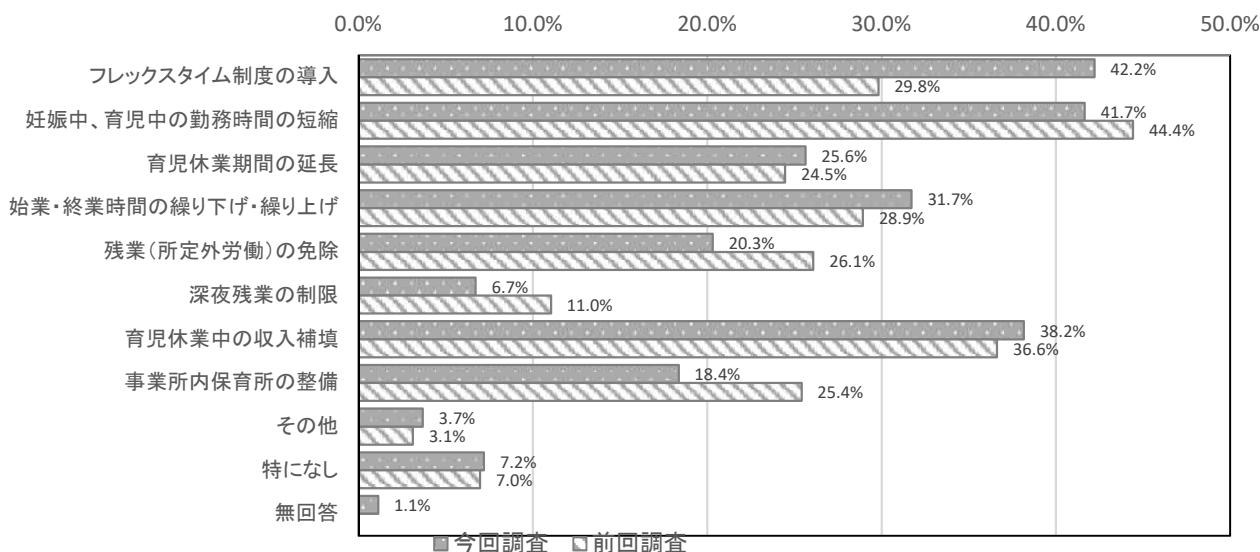


資料：県民意識調査（問48）

オ 子育て支援のために企業に整備してほしい制度

「県民意識調査」によると、「フレックスタイム制度の導入」が42.2%で最も多く、次いで「妊娠中、育児中の勤務時間の短縮」が41.7%、「育児休業中の収入補填」が38.2%となっています。

図表－ 55 県民意識調査結果（子育て支援のために企業に整備してほしい制度）



資料：県民意識調査（問46）

(6) 気運の醸成

① 「育児の日^(注4)」協力企業

「育児の日」協力企業数については、2023（令和5）年度は、269 社と、2019（令和元）年度の126 社から2 倍以上に増加しています。

図表－ 56 「育児の日」協力企業数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
126 社	127 社	139 社	270 社	269 社

資料：県子ども政策課調べ

② 「かごしま子育て応援企業^(注5)」登録数

「かごしま子育て応援企業」登録数については、2023（令和5）年度は、780 社と、2019（令和元）年度の584 社から200 社近く増加しています。

図表－ 57 「かごしま子育て応援企業」登録数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
584 社	658 社	731 社	769 社	780 社

資料：県雇用労政課調べ

③ かごしま子育て支援パスポート^(注6) 事業協賛店舗

かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数をみると、2023（令和5）年度は2,971 店舗となっており、2019（令和元）年度の1,895 店舗から1,000 店舗以上増加しています。

図表－ 58 かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,895 店舗	1,909 店舗	1,920 店舗	2,710 店舗	2,971 店舗

資料：県子ども政策課調べ

(注4) 本県では、妊婦や子どものいる世帯を地域全体で応援する気運を醸成するため、毎月19日を「育児の日」と定め、広く県民に子育て応援を呼びかけ、様々な取組を展開している。

(注5) 県では、企業の子育て支援を促進するため、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、広く紹介している。

(注6) 事業に協賛する企業や店舗のご好意により、パスポートを提示されたご家族に、割引や独自の優待サービスなどを提供していただくことで、子育て家庭を地域全体で応援する仕組み

2 母子及び父子並びに寡婦の状況

(1) ひとり親世帯の状況

① ひとり親世帯

本県のひとり親家庭（母または父と19歳以下の未婚の子どもの世帯）は、2020（令和2）年で、14,222世帯であり、前回調査時の2015（平成27）年と比較し、7.6%減少しています。

図表－59 ひとり親世帯の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯（a）	10,785世帯	10,385世帯	11,720世帯	13,301世帯	13,942世帯	13,746世帯	12,749世帯
父子世帯（b）	1,975世帯	1,825世帯	1,949世帯	1,950世帯	1,689世帯	1,641世帯	1,473世帯
計（a＋b）	12,760世帯	12,210世帯	13,669世帯	15,251世帯	15,631世帯	15,387世帯	14,222世帯

資料：総務省「国勢調査」

② ひとり親家庭の子どもの数

本県のひとり親家庭の子どもの数（ひとり親家庭の人員数からひとり親家庭の世帯数を差し引いた推計値）は、2020（令和2）年で、23,646人となっており、前回調査時の2015（平成27）年と比較し、7.7%減少しています。

図表－60 ひとり親家庭の子どもの数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯の人員数(人, a)	31,703	36,071	37,336	36,780	34,097
母子世帯数(世帯, b)	11,720	13,301	13,942	13,746	12,749
母子世帯の子どもの数(人, c = a - b)	19,983	22,770	23,394	23,034	21,348
父子世帯の人員数(人, d)	5,112	5,145	4,393	4,230	3,771
父子世帯数(世帯, e)	1,949	1,950	1,689	1,641	1,473
父子世帯の子どもの数(人, f = d - e)	3,163	3,195	2,704	2,589	2,298
ひとり親世帯の子どもの数(人, c + f)	23,146	25,965	26,098	25,623	23,646

資料：総務省「国勢調査」

③ ひとり親家庭の最年少の子どもの年齢

本県の2020（令和2）年のひとり親家庭の最年少の子どもの年齢別にみると、最年少の子どもが小学生・中学生の年齢に当たる6～14歳の世帯が母子世帯で54.4%、父子世帯で54.7%、6歳未満の幼児の世帯が、母子世帯で19.4%、父子世帯で8.2%となっており、母子世帯の7割以上、父子世帯の6割以上に中学生以下の子どもがいます。

図表－61 ひとり親家庭の最年少の子どもの年齢

	実数(世帯)		割合(%)	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
6歳未満	2,477	121	19.4	8.2
6～14歳	6,931	805	54.4	54.7
15～17歳	2,294	373	18	25.3
18～19歳	1,047	174	8.2	11.8

	実数（世帯）		割合（％）	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
合計	12,749	1,473	100.0	100.0

資料：総務省「国勢調査」

④ 公営住宅への入居の状況

2024（令和6）年4月1日現在、県営住宅1,994戸、市町村営住宅187戸にひとり親世帯が入居しています。

図表－62 ひとり親世帯の公営住宅への入居の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県営住宅管理戸数	11,991戸	12,007戸	12,019戸	12,071戸	12,079戸
うちひとり親世帯入居戸数			2,368戸	2,236戸	1,994戸
市町村営住宅戸数	35,848戸	35,670戸	35,674戸	35,321戸	35,006戸
うちひとり親世帯向け住宅戸数	282戸	282戸	282戸	277戸	277戸
うちひとり親世帯入居戸数	235戸	229戸	221戸	211戸	187戸

資料：県住宅政策室，子ども福祉課調べ

※各年4月1日の入居世帯の状況

※県営住宅は，ひとり親世帯向けの専用住宅は設けていない。

※県営住宅のひとり親世帯は，ひとり親控除を受けている世帯。

※令和2，3年度は，ひとり親控除制度がないため不明。

⑤ 保育所等の待機児童の状況

本県の2024（令和6）年度待機児童（12人）のうち，ひとり親家庭は0人となっています。

図表－63 ひとり親家庭の待機児童の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数（A）	349人	322人	114人	148人	61人	12人
うち，母子家庭	8人	10人	2人	0人	5人	0人
うち，父子家庭	0人	1人	0人	0人	0人	0人
計（B）	8人	11人	2人	0人	5人	0人
割合（B／A）	2.3%	3.4%	1.8%	0.0%	8.2%	0.0%

資料：県子育て支援課調べ。各年度4月1日現在。

(2) 寡婦世帯の状況

① 寡婦世帯

本県の寡婦（かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していた者）世帯は，2023（令和5）年で，91,278世帯であり，2020（令和2）年と比較し，0.2%減少しています。

図表－64 寡婦世帯の推移

	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
65歳未満	24,459世帯	31,487世帯	33,210世帯	27,688世帯	27,052世帯
65歳以上	52,943世帯	69,008世帯	69,236世帯	63,796世帯	64,226世帯
計	77,402世帯	100,495世帯	102,446世帯	91,484世帯	91,278世帯

資料：県子ども福祉課調べ

(3) 支援事業の実施状況

① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行っており、2023（令和5）年度の実績は102件（母子97件、父子4件、寡婦1件）となっています。

図表－65 母子父子寡婦福祉資金貸付事業実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子福祉資金	156件	118件	112件	90件	97件
	80,592千円	54,419千円	55,065千円	43,115千円	47,725千円
父子福祉資金	11件	6件	4件	5件	4件
	4,603千円	3,096千円	1,759千円	2,200千円	1,897千円
寡婦福祉資金	2件	3件	1件	2件	1件
	1,340千円	900千円	261千円	1,000千円	780千円
計	169件	127件	117件	97件	102件
	86,535千円	58,415千円	57,085千円	46,315千円	50,402千円

資料：県子ども福祉課調べ

② ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施や、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施等一貫した就業支援サービスを実施しています。

また、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備等を総合的に行っています。

2023（令和5）年度の就業相談件数は17件、就業支援講習会参加者数6人、専門家による特別相談件数14件となっています。

図表－66 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就業相談件数	32件	51件	38件	17件
就業支援講習会参加者数（計）	16人	15人	16人	6人
パソコン講習会	8人	－	10人	－
医療事務講習会	－	7人	－	6人
簿記講習会	8人	－	－	－
子育て支援員講習会	－	8人	6人	－
専門家による特別相談件数	9件	25件	23件	14件

資料：県子ども福祉課調べ

③ ひとり親家庭自立支援給付金事業

ア 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親に対し、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給しており、2023（令和5）年度の給付件数は1件となっています。

図表－67 自立支援教育訓練給付金事業実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付件数	2件	1件	2件	1件
給付額	143,041円	59,221円	65,450円	56,150円

資料：県子ども福祉課調べ

イ 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する際に高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮した高等職業訓練修了支援給付金を修了時に支給しています。

2023（令和5）年度の高等職業訓練促進給付金受給者数は10人、高等職業訓練修了支援給付金受給者数は2人となっています。

図表－68 高等職業訓練促進給付金等事業実績の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高等職業訓練促進給付金	受給者数	9人	11人	8人	10人
	給付額	9,578千円	13,044千円	7,121千円	9,720千円
高等職業訓練修了支援給付金	受給者数	3人	4人	2人	2人
	給付額	125千円	150千円	50千円	100千円

資料：県子ども福祉課調べ

④ ひとり親日常生活支援事業

ひとり親家庭の親等の修学等の自立促進に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助や保育等のサービスが必要な場合、又は生活環境が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣しています。

2023（令和5）年度の延べ派遣回数は153件、時間にして511.5時間となっています。

図表－69 ひとり親日常生活支援事業実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣延べ回数	324件	355件	188件	153件
派遣延べ時間数	582時間	585.5時間	643時間	511.5時間

資料：県子ども福祉課調べ

3 子どもの貧困の状況

(1) 全国の相対的貧困率等

相対的貧困率及び子どもの貧困率ともにおおむね右肩あがりて上昇して、2012（平成24）年に相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率は16.3%と最も高くなっています。それ以降は緩やかに下がっており、直近の2021（令和3）年は、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%となっています。

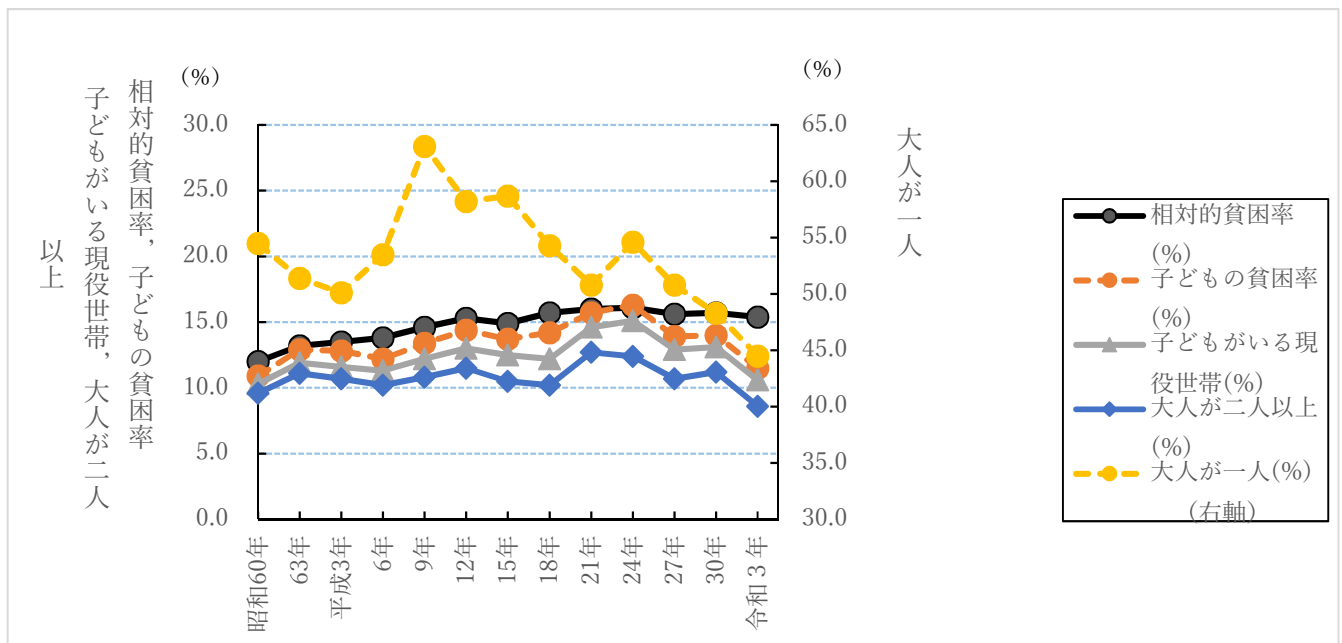
子どもがいる現役世帯については、10.6%となっており、そのうち、大人が一人の世帯では44.5%、大人が二人以上の世帯では、8.6%となっています。

図表－70 貧困率等の年次推移

	昭和60年	63年	平成3年	6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年	27年	30年	令和3年
相対的貧困率(%)	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6	15.7	15.4
子どもの貧困率(%)	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯(%)	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が一人(%)	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が二人以上(%)	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6
中央値（万円）（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245	248	254
貧困線（万円）（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	124	127

資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」

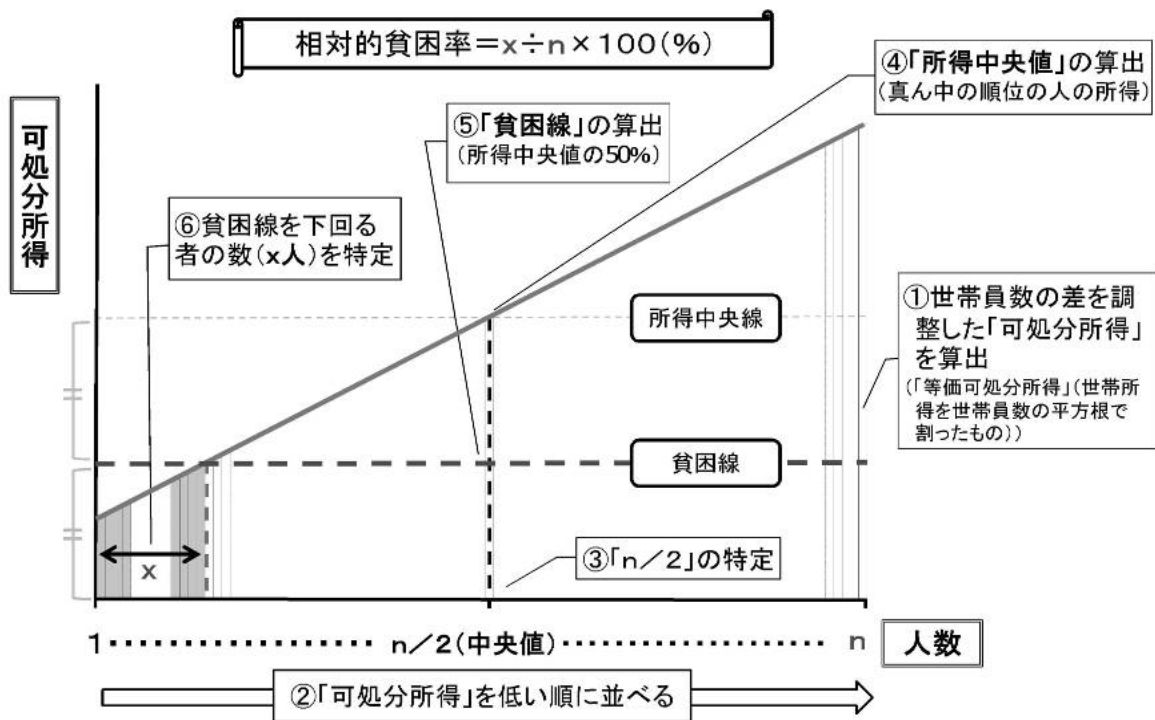
図表－71 相対的貧困率及び子どもの貧困率



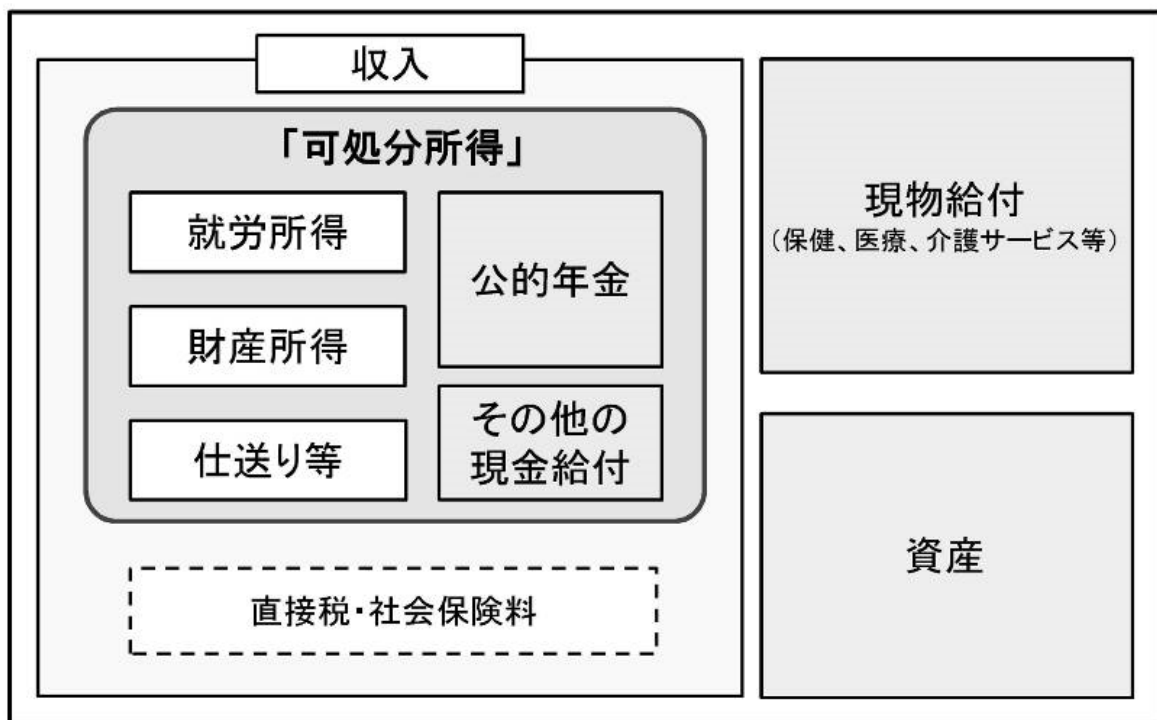
資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」

(参考) 相対的貧困率

所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」を下回る所得しか得ていない者の割合。)



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



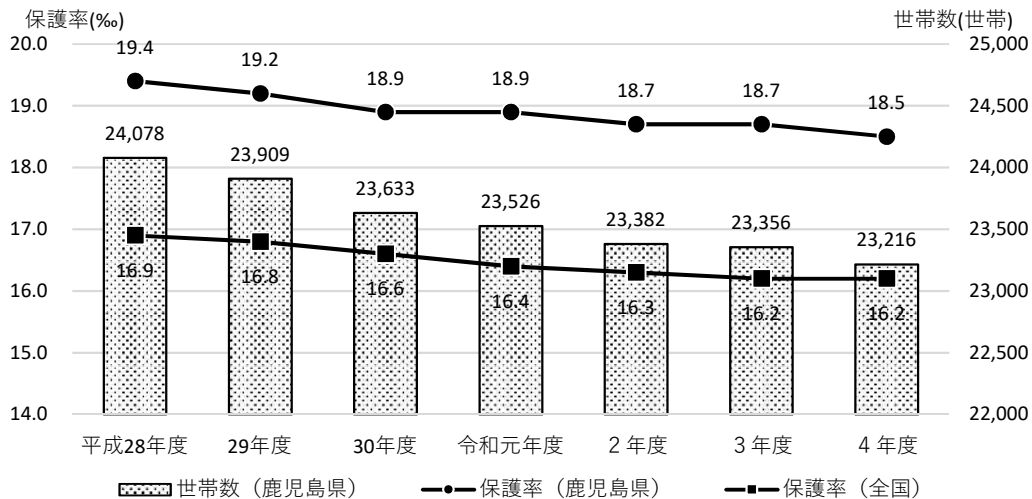
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 生活保護受給世帯等

① 生活保護世帯数及び保護率

本県の生活保護世帯数及び保護率は、おおむね横ばいで推移しており、2022（令和4）年度の生活保護世帯数は23,216世帯、保護率は18.5%となっており、全国の16.2%よりも2.3ポイント高くなっています。

図表- 72 生活保護世帯の推移



資料：厚生労働省「被保護者調査」

② 生活保護世帯の子どもの数

本県の生活保護世帯の子ども（19歳以下の者）の数は、毎年減少しているものの、2022（令和4）年は2,777人となっており、被保護人員全体の約1割を占めます。

図表- 73 生活保護世帯の子どもの数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0～19歳	被保護人員(a)	3,350人	3,223人	3,073人	2,900人	2,777人
	対前年増減	▲5.3%	▲3.8%	▲4.7%	▲5.6%	▲4.2%
総数	被保護人員(b)	30,094人	29,769人	29,315人	28,848人	28,478人
	対前年増減比	▲2.2%	▲1.1%	▲1.5%	▲1.6%	▲1.3%
19歳以下の構成比(a/b)		11.1%	10.8%	10.5%	10.1%	9.8%

※各年7月31日現在の人員

資料：厚生労働省「被保護者調査」